

「情報提供の事務の取扱いに関する要綱（未定稿）」検討状況

案（9月時点）	案（6月時点）
<p>（情報提供の実施）</p> <p>第3条 公文書を管理する各担当所属の長（以下「所属長」という。）は、県民等から閲覧又は写しの交付を求められた公文書のうち、次に掲げるものについて、情報提供をすることができる。</p> <p>(1) 過去に開示請求があり全部を公開した公文書で、情報提供する時点においても判断が変わらないもの</p> <p>(2) 既に公表されている情報のみが記載されているもの</p> <p>(3) その他条例第14条各号に規定する非開示情報が含まれていないことが明らかなもの</p> <p><u>2 閲覧又は写しの交付については、条例に定める開示請求の例によるほか、次に掲げる公文書の写しの交付においては、メール及びファックスを利用することができる……。</u></p> <p>(1)*****</p> <p>(2)*****</p> <p>(3)*****</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>メール・ファックスについても活用できるよう、要綱案を改めたい。すべての文書について対応が可能とは言えないため、対象となる文書について検討。</p> <p>案 具体的な公文書名をあげる 文書の枚数やファイルサイズによる制限 所属の判断</p> </div>	<p>（情報提供の実施）</p> <p>第3条 公文書を管理する各担当所属の長（以下「所属長」という。）は、県民等から閲覧又は写しの交付を求められた公文書のうち、次に掲げるものについて、情報提供をすることができる。</p> <p>(1) 過去に開示請求があり全部を公開した公文書で、情報提供する時点においても判断が変わらないもの</p> <p>(2) 既に公表されている情報のみが記載されているもの</p> <p>(3) その他条例第14条各号に規定する非開示情報が含まれていないことが明らかなもの</p>

案（9月時点）

（費用徴収）

第5条 前2条の規定により公文書の写しの交付を行う場合、当該写しの交付に要する費用は、写しの交付を求める者（以下「申出者」という。）の負担とする。ただし、次に掲げる公文書の写しを交付する場合は、この限りでない。

- (1) 県の事務事業の広報や普及啓発を目的に作成されたもの
- (2) 県の事務事業の遂行上情報提供をする必要がある等の理由により、所属長が費用を徴収しないことが適当であると認めるもの

第1項各号について、分かりやすい表現にできるか検討。
eg. 「(…で、) 県が無償提供することを前提に作成した文書」

2 写しの交付に要する費用の徴収については、条例に定める開示請求の手續の例によるほか、次の表の左欄に掲げる方法で写しを交付する場合は、右欄に定める額を徴収するものとする。

区 分	費用の額
<u>ファックスによる写しの交付</u>	<u>1枚の送信につき10円</u>

メール・FAXによる写しの交付で実費負担が発生する場合は、規定が必要（開示請求制度で規定していない部分）。

案（6月時点）

（費用徴収）

第5条 前2条の規定により公文書の写しの交付を行う場合、当該写しの交付に要する費用は、情報提供を求める者（以下「申出者」という。）の負担とする。ただし、次に掲げる公文書の写しを提供する場合は、この限りでない。

- (1) 県の事務事業の広報や普及啓発を目的に作成されたもの
- (2) 県の事務事業の遂行上情報提供をする必要がある等の理由により、所属長が費用を徴収しないことが適当であると認めるもの

2 写しの交付に要する費用の徴収については、条例に定める開示請求の手續の例による。

案（9月時点）	案（6月時点）
<p>（写しの交付）</p> <p>第6条 申出者は、写しの交付について費用を負担する場合には、公文書の写しの交付申出書（別紙様式）（以下「申出書」という。）を提出するものとする。<u>ただし、第3条の規定により公文書の写しの交付を行う場合で、申出者が、写しの交付に必要な情報を記載した任意の書面を提出した場合や、申出者が公文書を管理する担当所属に来庁している場合など、担当所属において写しの交付に必要な情報を明確に把握することができるときは、申出書の提出を省略することができる。</u></p> <p>2 写しの交付の部数は、一の申出につき1部とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>申出書の省略は可としたい（6月案のとおり）。</p> </div>	<p>（写しの交付）</p> <p>第6条 申出者は、写しの交付について費用を負担する場合には、公文書の写しの交付申出書（別紙様式）（以下「申出書」という。）を提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定により公文書の写しの交付を行う場合で、申出者が、写しの交付に必要な情報を記載した任意の書面を提出した場合や、申出者が公文書を管理する担当所属に来庁している場合など、担当所属において写しの交付に必要な情報を明確に把握することができるときは、申出書の提出を省略することができる。</p>